



野原 恵子議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

**問**

老老介護の悲劇が繰り返され、報道され、家族介護を理由にした離職も相次ぎ、介護への支援強化が緊急に求められている。

しかし、厚生労働省は10月31日、介護保険制度改定に向け議論している社会保障審議会で、制度の見直しを正式に提示した。いま、物価高騰やコロナ感染などにより、介護事業者も利用者も厳しい状況に置かれているなかでの介護保険改定に、介護関係の団体からも避難の声が上がっている。

以下について伺う。  
(1) 要介護1・2の訪問介護が保険給付から外され総合事業へ移行させるとしている。対象となる利用者数と、実施された場合の町の影響は。  
(2) ケアプラン（介護計画）作成が有料になると介護保険の利用を控えるのではないかと危惧される。現在の作成数は。  
(3) 介護老人保健施設（老健）などの多床室の部屋代を保険給付から外そうとしている。多床室の利用

**問** 高齢者が必要な介護を受けられ、安心して暮らせる町に  
**答** 制度の見直し全般について、国の動向を注視していきたい

者数は。  
(4) 介護保険制度見直しに対し、介護関係8団体・生協・農協関連団体などが厚生省に要望書を出している。町として意見を上げていくと共に、国に国庫負担割合の引き上げを求めていくこと。  
(5) 低年金でも入所できる介護施設の拡充を。

**町長**

(1) 令和4年9月末時点で、要介護1が357人、要介護2が320人、このうち訪問介護サービスを利用している方は、要介護1が74人、要介護2が71人である。町の影響については、現行の要支援者等に対する総合事業同様、移行後も現行制度における町の負担割合に変更がない場合は、上限額を超過しない限り影響はない。  
(2) 令和3年度実績は、要支援の方の介護予防サービス計画が2559件、要介護の方の居宅介護サービス計画が7218件、合計9777件となっている。  
ケアプランの有料化の導入につ

いては、11月28日に開催された社会保障審議会・介護保険部会において、令和6年度の制度改正においては見送る方向の報道があった。  
(3) 介護老人保健施設における居住費は、平成17年10月から、在宅と施設利用者負担の公平性の観点から、保険給付の対象外となった。居住環境の違いに応じ、多床室については光熱水費のみ、個室については光熱水費および室料を入所者が負担している。

町内1カ所の介護老人保健施設の入所者数は、多床室として4人部屋30室で109人、2人部屋3室6人のほか個室24人の計139人、このうち、本町住民の入居者数は、多床室が4人部屋に41人、2人部屋に2人、個室に7人計50人となっている。  
(4) 介護保険制度による介護サービスは高齢者の生活の支えとして定着しているが、要支援・要介護認定者数、介護サービス利用者数とともに増加し、令和3年度の介護給付費の総額は、制度創設当初の

3・6倍となり、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、制度の安定性・持続可能性の確保のためにも国の財政支援が必要と考えている。これまでも北海道町村会を通じて国費の負担割合の引き上げについて国に要請を行っており、今後も継続して要請活動を行っていく。

介護保険制度について  
サービスの利用者が所得に応じて費用の1割から3割を負担し、残りの50%を、公費により国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%負担し、残りの50%を第1号および第2号被保険者が納付する保険料で賄っている。

(5) 低年金等所得の低い方に対しては、居住費や食費に係る負担額に所得や課税状況に応じた限度額を設けているほか、施設を運営する社会福祉法人による軽減措置がある等、現行制度において定年金により入所ができないことはないが、各種軽減措置の続き方法について、きめ細かな周知に努める。